第3期千葉県教育振興基本計画 (素案)

目 次

第1章 計画策划	定の基本的な考え方	. 1
1 計画策定	の趣旨	. 2
2 計画の性	格	. 3
3 計画の期	間	. 3
	ロセス	
1 ***		. 0
第2章 千葉県教	数育の目指す姿	. 5
1 千葉県教	育をめぐる現状と課題	. 6
(1) A I	の進展や Society5.0 への対応	6
	肯定感、自尊感情の向上	
	人として取り残さない教育の実現	
	減少・少子高齢化の進行や地域間格差への対応	
	ュニティ・スクール導入など地域コミュニティの充実	
	の多忙化と働き方改革	
	をめぐる重大事案の発生	
	画の検証	
	期計画全体の達成状況	
(2) 第2	期計画の課題と対策	19
3 第3期計	画の「基本理念」	24
4 第3期計	画の「基本目標」	25
第3章 第3期=	千葉県教育振興基本計画の施策・取組	31
第3期千葉県	具教育振興基本計画の施策体系	32
基本目標 1	ちばの教育の力で、志を持ち、未来を切り拓く、ちばの子供を育てる	37
施策 1	人生を主体的に切り拓くための学びの確立	38
施策 2	道徳性を高める心の教育の推進	41
施策3	生涯をたくましく生きるための健康・体力づくりの推進	43
施策4	共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進	45
基本目標 2	ちばの教育の力で、「自信」と「安心」を育む学校をつくる	47
施策5	人間形成の場としての活力ある学校づくり	
施策6	教育現場の重視と教員の質・教育力の向上	50
施策フ	多様なニーズに対応した教育の推進	52

基	基本目標3	ちばの教育の力で、家庭と地域の絆を深め、	
	施策 8 施策 9	全ての人が活躍できる環境を整える 家庭教育への支援と家庭・地域との連携・協働の推進 人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進	56
基	基本目標4	ちばの教育の力で、世界を舞台に活躍する人材を育成し、 「楽しい」「喜び」に満ちた豊かな社会を創る	61
	施策 10	郷土と国を愛する心と世界を舞台に活躍する能力の育成	62
	施策 11	「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」の推進	64
		推進にあたって	
1	県民一体	。 となって取り組む体勢づくり	38
		ıからの教育行政 (
	(2) 多村	様な主体との連携と協働	68
2	2 計画の進	· 掛管理	39
3	3 計画の指	標	70
4	. 教育投資	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	71

第1章

計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本県では、平成22年3月に千葉県教育振興基本計画「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」(以下「第1期計画」という。)を策定し、本県教育の10年後の姿を展望し、「教育立県ちば」「教育日本一」の実現に向けて、「夢・チャレンジプロジェクト」「元気プロジェクト」「チームスピリットプロジェクト」の3つのプロジェクトのもと、各種施策を推進してきました。

また、平成 27 年2月には、第1期計画の実績と、少子高齢化の進展、東日本大震災の発生など、第1期計画策定後に本県を取り巻く環境の変化を踏まえ、第2期千葉県教育振興基本計画「新みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」(以下「第2期計画」という。)を策定し、第1期計画に続き、3つのプロジェクトのもと、本県教育の振興に取り組んでまいりました。

この間、本県における少子高齢化はさらに加速しています。平成31年4月1日現在、65歳以上人口は約169万人に達しており、本県の総人口に占める割合は26.8%となっています。今後も高齢化の更なる進展が予想される中、人生100年時代を見据え、県民一人一人が、その生涯に渡って自律的に学び、必要とする様々な力を身につけ、その成果を社会で生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指していく必要があります。

また、本県には、都市部から郊外、さらには過疎化が進む地域まで、多様な地域が存在します。 子育て世帯の流入により30歳前後及び10歳以下の転入が多い地域がある一方、少子化の進展に 子供が減少し、学校の統廃合が進む地域も見られます。こうした中、千葉のどこに住んでいても、 いい教育が受けることができるよう、必要な環境を整備していく必要があります。

さらに、IoT (Internet of Things) やビッグデータ、人工知能 (AI) 等をはじめとする技術革新の一層の進展により、社会や生活の大きな変化が予想されています。近い将来、多くの職種がコンピュータに代替されるとの指摘もある中、子供たちには、このような新たな時代を生きていくために必要な力を育てる必要があります。

そこで、第1期計画、第2期計画の成果を継承しつつ、これからの5年間で重点的に取り組む施策・取組を示した、第3期の千葉県教育振興基本計画(以下「第3期計画」という。)を策定することとしました。

本県は、首都に隣接しながら、三方を海で囲まれ、温暖な気候、豊かな自然に恵まれ、多様な 産業や優れた多くの人材が集まるなど、郷土としての魅力にあふれています。

さらに、令和2年(2020年)には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、県内でも千葉市・一宮町を会場に、合わせて8競技が開催されます。子供たちにとっては、一生に一度とも言えるこの機会を契機に、世界に目を向け、世界につながっていくことが期待されます。

こうした、本県の持つ教育のポテンシャル、すなわち「ちばの教育の力」で、次世代に向けて、 力強く歩んでいく子供たちの育成を目指して、学校だけではなく、教育にかかわる全ての県民が 一丸となって、次世代へ光り輝く「教育立県ちば」の実現を目指します。

2 計画の性格

この計画は、10年後、2030年の「千葉県教育の目指す姿」を実現するための計画であり、教育 基本法第 17条第2項に規定される「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する 基本的な計画」として策定するものです。

さらに、県政運営の基本であり、本県の政策の基本的な方向を、総合的・体系的にまとめた県 政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な計画「次世代への飛躍 輝け!ちば元気プラン」(以 下「千葉県総合計画」という。)の下での教育に係る個別計画としての性格も有するものです。

なお、計画の策定にあたっては、第1期計画、第2期計画と同様に学校教育、社会教育、スポーツのほか、文化振興、さらには福祉・環境なども視野にいれ、記載しています。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

4 策定のプロセス

計画の策定に当たり、平成30年度は「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』を推進する懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置しました。

「子供の資質・能力の向上」「道徳教育の充実」「学校指導体制の構築」「いじめ不登校防止、特別支援教育・魅力ある学校づくり 等」「家庭・地域の教育力の向上と活用」「体育・スポーツと文化の振興」の6つのテーマについて、意見をいただき、10年後、2030年の「千葉県教育の目指す姿」を整理するとともに、第3期計画の骨格となる「基本目標」や「千葉県教育の目指す姿」を検討しました。

さらに、令和元年度は、第3期計画の「基本目標」や「千葉県教育の目指す姿」の実現に向け、本県教育の施策や具体的な取組について意見を聴取するため、「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』を実現する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置しました。

この有識者会議でいただいた意見を踏まえるとともに、平成30年6月に決定された国の第3期教育振興基本計画を参酌しつつ、教育関係者、関係団体からの意見聴取、パブリックコメントなど、多くの県民の声を反映しながら、第3期計画を策定しました。



第2章

千葉県教育の目指す姿

1 千葉県教育をめぐる現状と課題

ここでは、現在の教育をめぐる社会の状況や課題について、7つの視点で整理しました。

(1) A I の進展や Society 5.0 への対応

2030 年頃には、第四次産業革命といわれる、I o T (Internet of Things) やビッグデータ、人工知能 (A I) 等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会 (Society 5.0) の到来が予想されています。

技術革新の進展により、今後 10 年~20 年後には日本の労働人口の相当規模が、技術的にAI やロボット等により代替できるようになる可能性が指摘されている一方で、これまでになかった 仕事が新たに生まれることが考えられます。

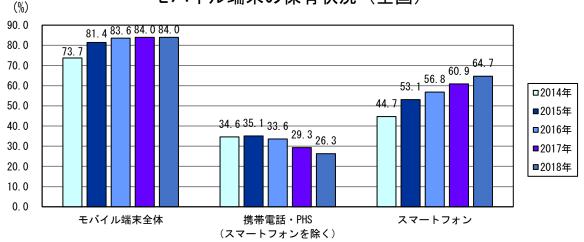
AIの発達によって、近い将来多くの職種がコンピュータに代替されるとの指摘もありますが、そのような時代だからこそ、情報通信技術(ICT)を主体的に使いこなす力だけでなく、他者と協働し、人間ならではの感性や創造性といった、人間の強みを発揮しつつ、新しい価値を創造する力を育成することが求められます。

また、スマートフォンなどの普及に伴い、ICTを利用する時間は増加傾向にあります。情報化が進展し身近に様々な情報が氾濫し、あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になる一方で、視覚的な情報と言葉との結びつきが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味して読み解くことが少なくなっているとの指摘があります。加えて、スマートフォンやソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)が急速に普及し、これらの利用を巡るトラブルなども増大しています。

このため、子供たちが文章で表された情報を的確に理解し、自分の考えの形成に生かしていけるよう、言語能力を育成するとともに、情報技術が急速に進化していく時代にふさわしい情報モラルを身に付けていくことが求められます。

さらに、近年では、ポジティブ心理学や脳科学の発達により、感謝感情・感謝行動と幸福感の間には因果関係があることが立証されていると言われています。子供たちが、情報化社会、AI社会に求められる新たな知識を身につけ、それを生かして新たなことに挑戦し、社会に役立つことができたり、周囲から感謝されたりすることは、永続する幸福感の実現、自己有用感や自尊感情、自己肯定感の向上にもつながります。こうした観点から、ウェルビーイング(主観的幸福感)の教育への応用について研究することが求められます。



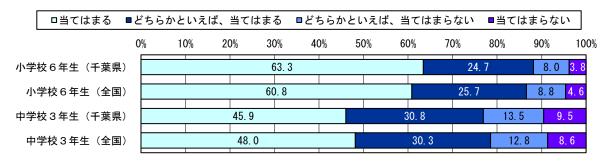


出典:総務省「通信利用動向調査」

全国学力・学習状況調査「小学校5年生までに、または中学校1、2年生のと きに受けた授業で、コンピュータなどのICTをどの程度使用しましたか」



全国学力・学習状況調査「授業でもっとコンピュータなどの I C T を活用したいと思いますか」



出典: 文部科学省「平成 31 年度全国学力·学習状況調査」

(2) 自己肯定感、自尊感情の向上

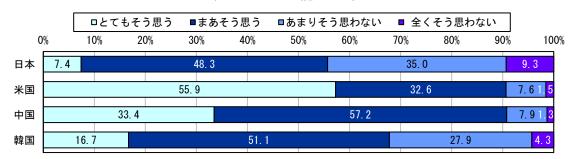
日本の子供たちの自己肯定感は、諸外国の子供たちと比べて低いということが、過去の様々な調査結果から明らかになっています。国立青少年教育振興機構が、平成27年8月に日本・米国・中国・韓国の高校生を対象に行った調査によると、日本の高校生は、「私は人並みの能力がある」という問いに対して、「とてもそう思う」「そう思う」と回答した割合が4か国中で最も低く、また、「自分はダメな人間だと思うことがある」という問いに対して、「とてもそう思う」「まあそう思う」と回答した割合が4か国中で最も高くなっています。

今後、学校においては、令和2年度から実施される新学習指導要領に基づき、全ての子供たちにこれからの時代に求められる資質・能力を育成することを目指して、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められます。しかし、子供たちの自己肯定感が低く、自分に対して自信がないままでは、必要な資質・能力を十分に育むことはできません。

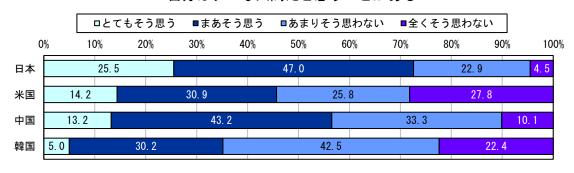
子供たちに自己肯定感を育むことは、子供たちが学校や大学を卒業した後、自らの意思で学習する際の学習に対する動機づけとなることや、ありのままの自分を受け入れる、他人と協調できる、様々な困難を乗り越えることができるなど、グローバル社会において子供たちに必要な資質を育むうえでも重要です。また、今日の若者が引き起こしている深刻な問題と自尊感情の低いこととの間には相関関係があり、よい意味での自尊感情を高めることで、若者の犯罪防止につながります。

千葉県には、人を支える心、地元を愛する心を持った、人柄の良い子供たちが育つ土壌があります。本県で生まれ育った子供たちが、自信を持ち、「楽しい」「喜び」に満ちた社会の担い手として成長することができるよう、教育に関わる人々がそれぞれの分野からアプローチするなど、子供たちの自己肯定感を高める取組を進める必要があります。

私は人並みの能力がある

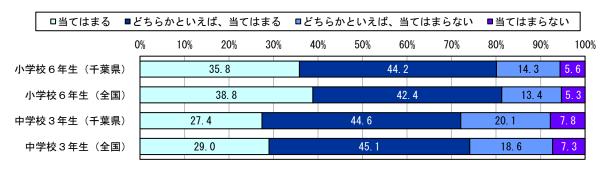


自分はダメな人間だと思うことがある



出典:国立青少年教育推進機構「高校生の生活と意識に関する調査」(平成27年)

全国学力・学習状況調査「自分には、よいところがあると思いますか」



出典: 文部科学省「平成 31 年度全国学力·学習状況調査」

(3) 誰一人として取り残さない教育の実現

2015年の国連サミットにおいて、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この中には、2016年から2030年までの国際目標として、持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)が掲げられています。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことが誓われています。

SDGsの17のゴールの一つである、目標4(教育)においては、「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保」することが掲げられています。しかしながら、教育現場の現状を見てみると、子供たちを取り巻く状況には、様々な困難が見られるのが実情です。

例えば、障害のある人の多くは、特別支援学校の幼稚部から高等部、あるいは、幼稚園から高等学校までの間は、できるだけ地域の学校で学ぶ、地域のほかの子供たちと共に学ぶことを望んでいますが、中には、地域から離れた学校へ行かなければならない人もいるのが現実です。

さらに、特別支援学校の高等部や高等学校を卒業した後で、障害のある人が自ら学ぶことができる場が非常に少ないという実情もあります。

また、子供たちの不登校に起因する生活上の様々な課題への対応としては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる心理面、福祉面からの支援だけでなく、教育支援センターの活用及びフリースクール等、民間団体との効果的な連携による学習支援とともに、アウトリーチ型、伴走型による寄り添った支援がより一層重要になってきます。

しかし、実際には学校・福祉施設から家庭への介入が非常に難しく、家庭・子供への支援が届かない場合もあり、結果的に学校・行政の支援から取りこぼされてしまう子供も存在しています。

子供たちの教育の機会は、障害や不登校、日本語能力や家庭の経済的状況など、様々な生活上の困難にかかわらず、多様で適切に確保されるべきものです。今後、誰一人として取り残すことのない教育を実現することができるよう、教育行政は、福祉部局や労働部局、様々な関係機関と連携するなど、社会の総力を挙げて、こうした課題に対して真剣に取り組むことが求められます。

持続可能な開発目標(SDGs)の詳細



目標1[貧困]

あらゆる場所あらゆる形態の 貧困を終わらせる。





目標2 [飢餓]

飢餓を終わらせ、食料安全保障 及び栄養の改善を実現し、 持続可能な農業を促進する。



目標10 [不平等]

国内及び各国家間の 不平等を是正する。



目標3 [保健]

あらゆる年齢のすべての人々の 健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



目標11 [持続可能な都市]

包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で 持続可能な都市及び人間居住を実現する。



目標4 [教育]

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、 生涯学習の機会を促進する。



目標12 [持続可能な消費と生産]

持続可能な消費生産形態を確保する。



目標5 [ジェンダー]

ジェンダー平等を達成し、 すべての女性及び女児の能力強化を行なう。



目標13 [気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するための 緊急対策を講じる。



目標6 [水・衛生]

すべての人々の水と衛生の利用可能性と 持続可能な管理を確保する。



目標14 [海洋資源]

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、 持続可能な形で利用する。



目標7 [エネルギー]

すべての人々の、安価かつ信頼できる 持続可能な近代的なエネルギーへの アクセスを確保する。



目標15 [陸上資源]

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、 持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに 土地の劣化の阻止・回復 及び生物多様性の損失を阻止する。



目標8 [経済成長と雇用]

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の 完全かつ生産的な雇用と働きがいのある 人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標16 [平和]

持続可能な開発のための平和で包摂的な 社会を促進し、すべての人々に司法への アクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて 効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



目標9 [インフラ、産業化、イノベーション]

強靭(レジリエント)なインフラ構築、 包摂的かつ持続可能な産業化の促進 及びイノベーションの推進を図る。



目標17 [実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を強化し、 グローバル・パートナーシップを活性化する。

出典:外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダと日本の取組」

(4) 人口減少・少子高齢化の進行や地域間格差への対応

本県の総人口は、今後、減少傾向となるとともに、少子高齢化が更に進行していきます。県が平成29年に行った将来人口推計によると、本県の人口は、平成27年(2015年)の622万3千人から、令和7年(2025年)には621万1千人、令和12年(2030年)には611万6千人となり、600万人を割り込むことが予想されています。

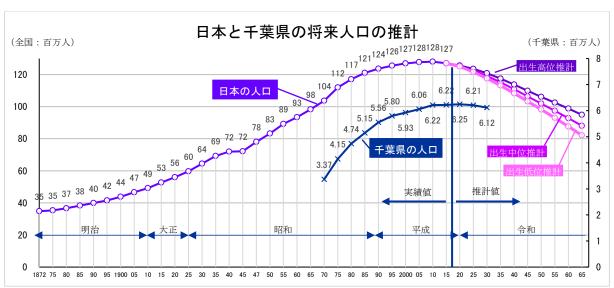
このうち、本県の高齢者(65歳以上)の人口の割合は、平成27年の25.9%から、令和7年には30.0%に、令和12年には31.5%となり、平成27年から5ポイント以上増加するとともに、生産年齢(15~64歳)の人口の割合は、平成27年の61.8%から、令和7年には58.9%、令和12年には57.7%となり、平成27年から4ポイント近く減少することが予想されています。

また、本県を地域別に5つのゾーンに分けて、年齢区分別の人口構成を見てみると、全てのゾーンで $0\sim14$ 歳の割合が減少していますが、特に南房総ゾーンでは2010年には10.4%まで減少しており、実に $0\sim14$ 歳の子供が10人に一人の割合となっています。

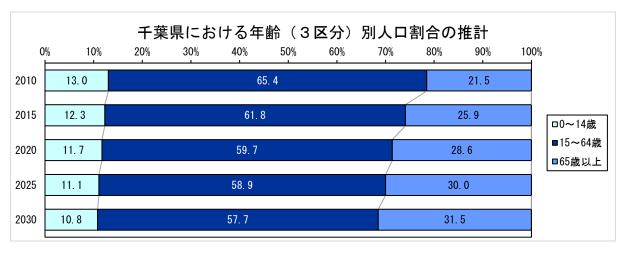
人口減少・少子高齢化が進行すると、学校の小規模化や統廃合が進み、教育の地域間格差が生まれることにつながります。加えて生産年齢人口が減少することにより、地域の活気が低下し、地域全体の衰退につながります。

千葉県は地域特性が非常に多様であり、まさにミニ日本といえる状況にあります。南房総ゾーンをはじめ、人口減少が進む県内各地域において、人口減少が教育の地盤沈下を引き起こさないよう、必要な措置を講じることが求められます。

また、人生 100 年時代、超高齢社会という時代において、高齢者の方も含めて、年齢、性別、 国籍も様々な全県民で「教育立県ちば」の教育を支えていくため、地域の高齢者を含め、自分た ちの地域のことを考えるような場を設けることや、高齢者の方々がリカレント教育で学び直し、 その成果を社会で生かすことができるシステムをつくることが求められます。

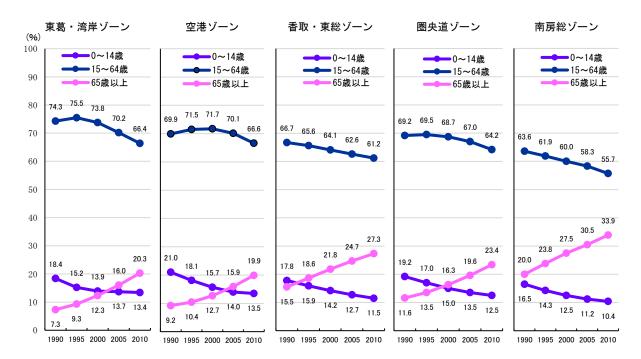


出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口-平成27 (2015) ~57 (2045) 年-」 千葉県の将来人口の推計は、千葉県「政策検討基礎調査」(平成29年) による。



資料:総務省「国勢調査」及び千葉県「政策検討基礎調査」(平成29年)を基に事務局にて作成

ゾーン別 年齢3区分別人口構成の推移



- ●東葛・湾岸ゾーン 千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、鎌ケ谷市、浦安市
- ●空港ゾーン 成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町、芝山町
- ●香取・東総ゾーン 銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町
- ●圏央道ゾーン 木更津市、茂原市、東金市、市原市、君津市、富津市、袖ケ浦市、山武市、大網白里市、九十九里町、 横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
- ●南房総ゾーン 館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町

出典:千葉県「千葉県人口ビジョン」(平成28年2月発行)

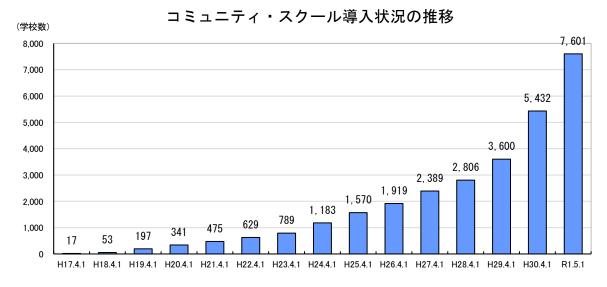
(5) コミュニティ・スクール導入など地域コミュニティの充実

都市化や過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景として、地域社会等のつながりや支え合いの希薄化が見られ、これにより、「地域の学校」「地域で育てる子供」という考え方が次第に失われつつあります。多様な価値観を持った人々との交流や体験の機会が減少し、子供たちの規範意識や社会性、自尊感情が低下するといった影響も見られます。

しかしながら、教育は、単に学校だけで行われるものではありません。学校は、全ての子供たちが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を培う場であり、地域コミュニティの拠点として、地域の将来の担い手となる人材を育成する役割があります。また、地域は、実生活・実社会について体験的・探求的に学習できる場として、子供たちの学びを豊かにする役割があります。これからは、学校と地域が目標やビジョンを共有し、一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換が求められます。

このため、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)や地域学校協働活動など、学校を核として地域全体で子供たちを育てていく体制づくりが重要です。特に、コミュニティ・スクールについては、学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るためには有効な仕組みです。令和元年5月1日時点で、全国のコミュニティ・スクールの数は7,601校になるなど、この数年で大幅に増加していますが、本県では、78校の導入にとどまっています。

これから人生 100 年時代を迎えるに当たり、学校を中心に子供たちと家庭や地域住民がかかわって様々な活動を推進していくことは、子供たちにも大きな影響を与えるとともに、地域住民の生きがいややりがい、地域全体の活性化にもつながります。平成 29 年 3 月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化されたことも踏まえ、コミュニティ・スクールの導入促進などにより、「地域とともにある学校」への転換を進める必要があります。



出典: 文部科学省コミュニティ・スクール導入状況調査(令和元年5月1日現在)

(6) 教員の多忙化と働き方改革

学校には、多くの優秀な教員が必要です。これからの本県の教育を考えたとき、教職が魅力の ある職業になるように、優秀な教員の採用と併せて、学校における働き方改革を推進することが 求められます。

千葉県教育委員会が、令和元年6月に全ての県立学校及び市町村教育委員会を対象として実施した「教員等の出退勤時刻実態調査」によると、いわゆる「過労死ライン」といわれる1月当たり正規の勤務時間を80時間超えて在校している教諭等の割合は、中学校で約38%、高校で約20%となっています。前年11月に行った調査結果と比較すると、高校では減少している一方で、中学校では大幅に増加しています。

また、今年7月に実施した「教職員の働き方改革に係る意識調査」によると、子供と向き合う時間を確保できている教職員の割合は約64%でした。また、業務に「多忙感」を感じている教職員の割合は約78%と、高い割合を占めています。

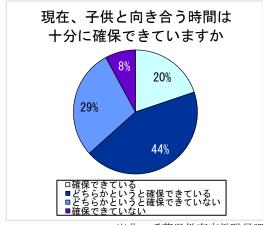
教職員の業務には、学校行事等により月当たりの在校等時間が通常よりも長くなる時期があったり、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合もありますが、教員自らがその業務を見直すとともに、これまで、教職員や地域社会、保護者の中で見られることがあった、「教師は聖職であり自らの生活は犠牲にしなければならない」という従来の認識を変えることにより、教職員が心身ともに健康を保ち、子供たちに真に必要な、効果的な教育活動を持続的に行うことができるよう、働き方改革を進める必要があります。

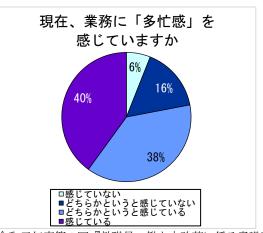
月当たりの正規の勤務時間を80時間超える者の割合

職種(調査時期)	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
教諭等(R元.6月)	12.1%	37.9%	33.3%	20.6%	0.1%
〃(H30.11 月)	11.5%	30.5%	36.9%	25.9%	1.4%
〃(H30.6月)	13.2%	36.4%	35.4%	30.2%	1.4%

※「教諭等」: 主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手及び講師

出典:千葉県教育庁教職員課「令和元年度第1回『教員等の出退勤時刻実態調査結果(速報値)』」





出典:千葉県教育庁教職員課「令和元年度第1回『教職員の働き方改革に係る意識調査」

(7) 子供をめぐる重大事案の発生

平成27年度から令和元年度までの第2期計画の計画期間中に、千葉県内で、日本の社会全体を 揺り動かす大きな事件が発生しました。

平成29年3月に、松戸市で登校途中の女子児童が行方不明となり、翌日死亡しているのが発見されました。地域で見守り活動に参加していた保護者会会長が女子児童を殺害したとして逮捕され、通学路の安全確保と地域との連携の在り方が問題になりました。

平成 31 年1月には、野田市の小学校4年生の児童が保護者の虐待により死亡する事件が発生しました。児童相談所や学校・市教育委員会の対応が大きな問題となるとともに、家庭教育への支援の在り方が問われました。

このような悲惨な事件が二度と起こらないように、子供の心身に様々な意味で将来にわたって 影を落とすような問題については、千葉県教育の最大の課題として取り組んでいくことが求めら れます。

2 第2期計画の検証

(1) 第2期計画全体の達成状況

第2期計画の点検及び評価に当たっては、計画期間である5年間の評価結果を総括していくため、3つの総括指標を設定しています。また、教育委員会の活動状況の点検及び評価の中で、総括指標及び重点施策ごとに定めた指標の達成状況を踏まえ、重点施策・主要事業の実施状況を明らかにするとともに、それぞれの重点施策・主要事業が有する課題を分析し、今後の取組の方向性を検討しています。

第2期計画の検証については、令和元年度の点検・評価は令和2年度に実施予定であることから、平成27年度から平成30年度までの4年間の点検・評価を総括して実施しました。

指標の達成状況をみると、3指標中1指標で基準年度(平成25年度)と比べ上昇、1指標で同値、1指標で微減となっていますが、計画初年度である平成27年度と比較すると2指標で上昇、1指標で同値となっています。

項 目 (学校評価における保護者アンケートを基礎資料としています)	基準年度 (H25 年度)	第2期計画初年度 (H27 年度)	目標	実 績 (H30 年度)
「学習指導」に関する項目について「満足」「概ね満足」 と回答をした保護者の割合	80.9%	80.7%	増加を 目指します	80. 9%
「子供の様子(規範意識や協調性)」に関する項目について「満足」「概ね満足」と回答をした保護者の割合	87. 2%	87. 1%	増加を 目指します	87. 5%
「学校・家庭・地域が連携して子供を育てる環境が整っている」と回答した保護者の割合	85.4%	85. 2%	増加を 目指します	85. 2%

※ 各プロジェクトの目指す指標は、各学校で実施する学校評価の結果としました。 千葉市を除く全ての公立小・中・義務教育・高・特別支援学校を調査の対象とし、可能な限り 多くの保護者に回答いただくことで、指標の信頼性確保に努めました。

平成30年度のアンケート回答率は82.4%(回答数406,308名)でした。

「『学習指導』に関する項目について『満足』『概ね満足』と回答をした保護者の割合」については、平成30年度の実績が80.9%となり、前年度比0.3ポイントの減となっています。

基準年と同率のポイントを維持しています。

「『子供の様子 (規範意識や協調性)』に関する項目について『満足』『概ね満足』と回答をした保護者の割合」については、平成30年度の実績が87.5%となり、前年度比0.3ポイントの減となっています。

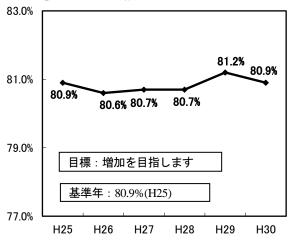
基準年と比べ 0.3 ポイント上回っており、高いポイントを維持しています。

「『学校・家庭・地域が連携して子供を育てる環境が整っている』と回答した保護者の割合」については、平成30年度の実績が85.2%となり、前年度比0.4ポイントの減となっています。

基準年と比べ 0.2 ポイント下回っているものの、 高いポイントを維持しています。

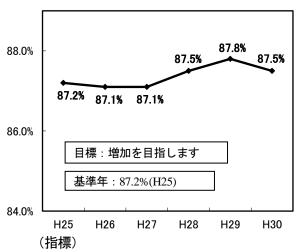
(指標)

「学習指導」に関する項目について「満足」「概ね 満足」と回答した保護者の割合

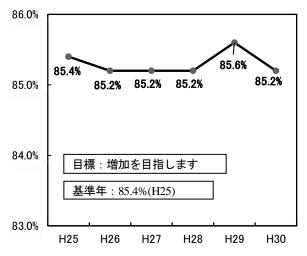


(指標)

「子供の様子(規範意識や協調性)」に関する項目について「満足」「概ね満足」と回答した保護者の割合



「学校・家庭・地域が連携して子供を育てる環境が 整っている」と回答した保護者の割合

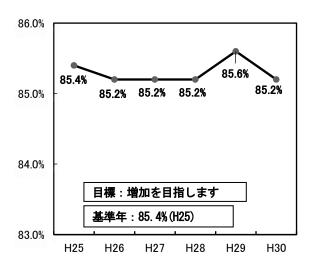


(2) 第2期計画の課題と対策

第2期計画の3指標について、いずれも保護者の満足度は80%を超え、一定の成果を上げているものの、学校・家庭・地域の連携に関する項目については、課題があるものと評価しました。 また、プロジェクト別の実施状況をみると、以下の点について課題があるものと評価しました。

- ・「全国学力・学習状況調査において『勉強が好き』と答えた児童生徒の割合」の低下について
- ・「小学校における新体力テスト平均点」の低下傾向について
- ・「全国学力・学習状況調査において『朝食を毎日食べている』と答えた児童生徒の割合」の低下 について

ア「学校・家庭・地域が連携して子供を育てる環境が整っている」と回答した保護者の割合



A これまでの取組

- 地域学校協働活動の推進 地域学校協働本部、放課後子供教室、地域未来塾の設置の推進及び 促進
- ・ コミュニティ・スクール導入の推進及び促進
- 学校を核とした県内1000か所ミニ集会の実施
- ・ 家庭教育支援チーム設置の促進

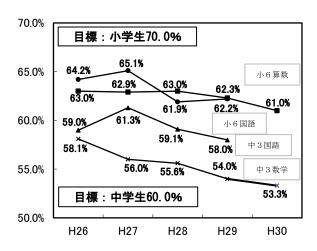
B 要因分析

- ・ 中学校・高等学校において、肯定的な回答が平均値に比べて低い傾向となっている。特に、高等学校では10ポイント程度、平均値から下回っており、他の校種に比べて、地域連携に対する意識や成果が実感しにくくなっている。
- * H30 指標 全体 85.2% (小 88.8% 中 83.8% 高 74.6% 特支 92.3%)
- ・ 地域連携の充実に向けた環境整備が進んでいるものの、保護者や地域住民に対して連携の成果 の情報共有や更なるニーズの聞き取りが不十分である。
- 地域連携の成果について、保護者の視点に立った学校側の課題意識が不足している。
- ・ 各学校の担当者に対する地域連携の必要性や具体的な取組方法について周知啓発が不足している。

C 第3期基本計画に向けた取組

- ・ 地域学校協働活動の未実施市町村及びコミュニティ・スクール未設置の市町村を訪問し、各市 町村の状況を聞き取るとともに、そのメリットや設置の仕方等を説明し、理解を図っていく。
- ・ 県立学校の「開かれた学校づくり委員会」に地域コーディネーターを配置し、地域と学校との 連携体制を強化し、地域学校協働活動の更なる充実を図っていく。
- ・ 学校と地域の連携において要となる地域コーディネーターや地域ボランティア、家庭教育支援 員等の育成を目的に実施している研修講座の更なる充実を図るとともに、全市町村が参加するよ うに呼び掛ける。

イ「全国学力・学習状況調査において『勉強が好き』と答えた児童生徒の割合」の低下について



A これまでの取組

「ちばっ子『学力向上』総合プラン(ファイブ・アクション)」を中心として、「読書活動や体験活動を通じた学習意欲の向上」、「新学習指導要領を踏まえた、子供たちの主体的な学びを支える取組の充実」、「授業力の向上による学びの深化」、「学力向上に係る取組の適切な評価・改善の推進」を重点的な取組として事業を推進し学力向上を図ってきた。

B 要因分析

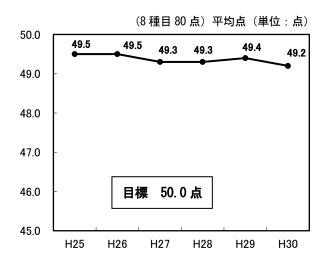
平成30年度実績は、児童生徒の算数・数学に対する学習意欲を測定し、指標として掲載していることから、下降した要因について、算数・数学に焦点をあてて分析を行った。

- 「知識」に関する問題に小・中学校ともに全国平均を下回る状況がみられる。
- ・ 同調査の学習意欲に関する調査において「算数(数学)の勉強は好き」と答えている児童生徒ほど平均正答率が高い傾向がみられる。
- ・ 算数・数学のみならず、教科の共通した課題として「書くこと」や「記述式」等の「書く力」を測る項目が全国平均を下回る状況がみられる。

C 第3期基本計画に向けた取組

- ・ 「ちばっ子チャレンジ 100」・「ちばのやる気学習ガイド」の活用促進をあらゆる場面で周知していく。
- ・ 3年間を目途に「書くこと」の力を育成し、子供の学習意欲を高める指導を、研究会・会議等 において、教育事務所、市町村教委に推奨していく。
- ・ 第3期千葉県教育振興基本計画の策定に合わせ、新学力向上総合プランを策定する。

ウ「小学校における新体力テスト平均点」の低下傾向について



A これまでの取組

「いきいきちばっ子健康・体力づくり推進事業」を通して、低下傾向にある子供の体力・運動能力を上昇傾向に転じるため、いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」の実施や、運動能力証の交付、また、体力向上を図るために、児童生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、学校全体で組織的・計画的に取組むことの大切さを研修会等で伝えてきた。

B 要因分析

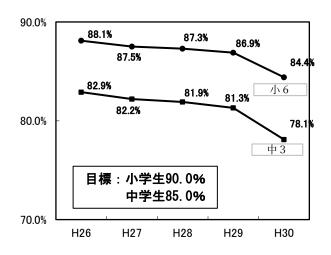
- 全国と比較しても男女ともに高い水準にあるものの、県としては全体的に下降傾向にある。
- ・ 中・高学年に比べ低学年での上位層の割合が低いことから、早期の意識づけ・動機づけが必要である。
- ・ 種目別に全国平均と比べると、ソフトボール投げ(投力)の男子(中~高学年)、女子(高学年) が低い。
- ・ 運動することは好きだが、学年が上がるとその割合も下降している。その背景には、自分の体力・運動能力に自信がない児童生徒が多く、特に、女子の児童生徒の割合が低いという結果になっている。

C 第3期基本計画に向けた取組

・ 新学習指導要領の全面実施に合わせ、授業改善に取り組み、「楽しさ」を感じられる体育の授業 実践を目指す。

- ・ 「遊・友スポーツランキングちば」の効果的な活用方法を促進する手立てとして、学校で「特 設時間」を設けたり、各校の取組を指導主事会議等で積極的に紹介する。
- 運動能力証の交付(小5・6年生 28.3%)を、今後3年間で交付率の目標を30%に設定し、 その取組を推奨する。
- ・ 運動能力の優秀な児童生徒に対して運動能力証を交付する「運動能力証交付事業」の効果的な 活用を促す。

エ「全国学力・学習状況調査において『朝食を毎日食べている』と答えた児童生徒の割合の低下 について



A これまでの取組

- ・ 「いきいきちばっ子『元気アップ・プラン大作戦』コンクール」の取組の中で、生活習慣チェック表や食に関する学習ノート「朝ごはんでパワーアップ!」について学校現場で活用するよう 各種会議等で周知してきた。
- ・ 小1、小4、中1の保護者全員に配付する家庭教育リーフレットにおいて、基本的な生活習慣 についての啓発
- ・ ホームページで「早寝 早起き 朝ごはん」運動の啓発
- ・ 市町村「早寝早起き朝ごはん」運動担当者向け子供の生活習慣改善研修会の開催
- ・ 優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の取組にかかる文部科学大臣表彰への推薦(隔年)

B 要因分析

全国と比較しても同様の傾向であるとともに、学齢が上がるにつれ顕著となっている。家庭での 生活リズムが変わり、夕食開始時刻が遅くなったり、朝の起床時間が遅くなったりすることなどが 要因として考えられる。

C 第3期基本計画に向けた取組

・ 児童生徒については、各学級担任からホームルーム等の中で朝食の大切さを指導する。保護者に対しては、学年別保護者会や学級懇談会、三者面談、授業参観等において、児童生徒の成長過程で朝食を正しく喫食することの大切さを改めて周知する。

育支援研究協議会で 奨励する。	で睡眠をテーマとし	た講演、協議	を計画中であり、	生活習慣チェック

3 第3期計画の「基本理念」

ちばの教育の力で 「県民としての誇り」を高める!

「人間の強み」を伸ばす!

「世界とつながる人材」を育てる!

日本の若者は、諸外国の若者に比べて、自分を肯定的に捉える割合が顕著に低いと言われています。子供たちの自己肯定感を高め、「県民としての誇り」を持って、未来への第一歩を踏み出すためには、県民の学校教育への参画のもと、学校では教師が、家庭では親が、地域においては地域住民が、それぞれの立場から子供たちに関わっていくことが重要です。

また、今後、IoT、ビッグデータ、AIなどの第四次産業革命の時代を迎える中、学校教育も、未来を見越して、その内容を見直す時期に来ています。しかし、デジタルの時代であるからこそ、ヒューマニティー(人間性)、ホスピタリティ(おもてなし)、モラリティ(道徳性、倫理性)などの「人間の強み」を育むことが重要です。

さらに、2020年は東京オリンピック・パラリンピック大会が開催され、本県でも8競技の会場になります。世界中が注目するこの大会を契機に、子供たちが将来、郷土や世界で活躍することができるよう、主体的に課題を発見して解決する力、コミュニケーション能力、豊かな感性、多様性を尊重する態度など、グローバル時代に必要な資質・能力を高め、「世界とつながる人材」を育てることが重要です。

そこで、「ちばの教育の力で『県民としての誇り』を高める!『人間の強み』を伸ばす!『世界とつながる人材』を育てる!」を第3期計画の「基本理念」としました。各施策を通じて、子供たちの自己肯定感をはぐくみ、「県民としての誇り」を高め、「人間の強み」を伸ばし、未来へ羽ばたく、「世界とつながる人材」の育成に取り組みます。

4 第3期計画の「基本目標」

第3期計画では、10年後、2030年の「千葉県教育の目指す姿」として、「子供の目指す姿」、「学校の目指す姿」、「家庭・地域の目指す姿」、「県民の目指す姿」の4つの姿を定めています。

これらを、千葉のポテンシャル(リソース)を活用した千葉ならではの教育によって実現するため、それぞれ基本目標を設定しました。

基本目標1 ちばの教育の力で、 志を持ち、未来を切り拓く、ちばの子供を育てる

10年後の「子供の目指す姿」を次のように描いています。

- 家族への愛情と感謝の心、他人を思いやる心、全てのいのちを尊重する心など、豊かな人間 性と道徳性が育まれている。
- 社会の変化に対応できる確かな学力と、将来への夢や希望を持って歩んでいく姿勢が育まれている。
- たくましく生きるための健康・体力と、困難や逆境を乗り越えて生きていくための力が養われている。
- 子供たちがいじめや暴力などに悩むことなく学校に楽しく通い、子供や保護者などからの学校への信頼が高まっている。
- 障害のある子供たちへの理解や支援が広がり、障害のある子供たちと障害のない子供たちと が、地域で共に学び、子供たちの笑顔があふれている。

これらの姿の実現に向けて、基本目標1として「ちばの教育の力で、志を持ち、未来を切り 拓く、ちばの子供を育てる」を設定しました。

基本目標2 ちばの教育の力で、

「自信」と「安心」を育む学校をつくる

10年後の「学校の目指す姿」を次のように描いています。

- 子供たちが生まれてきてよかったと思える自己肯定感にあふれている。
- 子供たちへの愛情と熱意にあふれた質の高い教員の育成が進められている。
- 教員が心身ともに健康を保つことができる環境が整い、子供たちの成長に真に必要な、効果 的な教育活動を持続的に行っている。
- ニートやひきこもり、不登校だった子供や若者たちが、生き生きと勉強や仕事に取り組んでいる。
- 子供たちの安全が守られ、安心して学校に通うことができる環境が整っている。

これらの姿の実現に向けて、基本目標 2 として「ちばの教育の力で、『自信』と『安心』を育む学校をつくる」を設定しました。

基本目標3 ちばの教育の力で、家庭と地域の 絆を深め、全ての人が活躍できる環境を整える

10年後の「家庭・地域の目指す姿」を次のように描いています。

- 子育てや家庭教育に悩んでいる保護者が気軽に相談できる環境が整い、家庭の教育力が高まっている。
- 学校、家庭、地域の連携を深め、地域社会全体で子供たちを育成する体制が整っている。
- 子供や若者を取り巻く有害な環境をなくすための取組が、地域全体で進められている。
- 生涯にわたり必要な知識や技能、技術を学び、活用し、知的・人的ネットワークを構築し、 人生の可能性を広げて新たなステージで活躍するというサイクルを実現し、人生を豊かに生き られる環境を整備する。

これらの姿の実現に向けて、基本目標3として「ちばの教育の力で、家庭と地域の絆を深め、全ての人が活躍できる環境を整える」を設定しました。

基本目標4 ちばの教育の力で、世界を舞台に活躍する人材を育成し、「楽しい」「喜び」に満ちた豊かな社会を創る

10年後の「県民の目指す姿」を次のように描いています。

- 多くの県民が日常生活の一部として運動に親しみ、体力の向上が図られており、また、文化にふれ、心豊かに暮らす人が増えている。地域には活気があふれ、「元気な千葉県」として知られている。
- 高い目標を持ってスポーツや文化・芸術活動に取り組み、全国的に活躍している人が増えている。
- 県内各地に伝えられてきた伝統文化が継承され、その文化が多くの人との交流を生み、更に 新しい現代的な要素が取り入れられるなど、ちば文化の魅力が増している。
- 県民の県内交流が積極的に行われ、県民一人一人が、様々な千葉の魅力を再発見することにより、千葉県に愛着や誇りを感じられるようになっている。
- 郷土と我が国を愛し、日本人としての誇りを持つとともに、広く世界に目を向け、グローバル化に対応できる力を身に付けている。
- 多くの県民が、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、「世界」と つながっている。

これらの姿の実現に向けて、基本目標4として「ちばの教育の力で、世界を舞台に活躍する人材を育成し、『楽しい』『喜び』に満ちた豊かな社会を創る」を設定しました。

第3期計画では、この4つの基本目標の下、第3章に掲げる施策・取組を進めていきます。

その際、子供たちが千葉の豊かな自然や多様な人々に触れ、かかわり、つながることや、学校を核として、家庭も含めた地域全体で子供の成長や学びを支援することが大切です。また、東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、より多くの千葉県民が『世界』とつながっていくことも重要です。

こうしたことから、第1期計画から第2期計画まで、「基本的な取組方針」として掲げてきた「『ふれる』・『かかわる』・そして『つながる』」は、これからも千葉県教育の取組の方向性を示すキーワードとして、ふさわしいものであると考え、第3期計画でも引き続き、「基本的な取組方針」として掲げることとしました。

基本的な取組方針

「ふれる」・「かかわる」・そして「つながる」

- 30	-
------	---

第3章

第3期千葉県教育振興基本計画の施策・取組

第3期千葉県教育振興基本計画の施策体系

基本目標1 ちばの教育の力で、志を持ち、未来を切り拓く、ちばの子供を育てる

施策1 人生を主体的に切り拓くための学びの確立

- (1) 子供の学習意欲を高め学力向上を図る取組の推進
- (2) 全ての子供が、本に親しみながら成長していくための「読書県『ちば』」の推進
- (3) 子供のコミュニケーション能力を伸ばす外国語教育の充実
- (4) 学びの質を高め、情報活用能力を育む I C T利活用の推進
- (5) 学びを将来へとつなぐ系統的なキャリア教育の推進
- (6) 幼児教育の質の向上と初等教育への円滑な接続

施策2 道徳性を高める心の教育の推進

- (1) 豊かな情操や道徳心を育む教育の推進
- (2) 安心して学べる環境を実現するいじめ防止対策等の推進
- (3) ちばのポテンシャルを活用して心を豊かにする教育の推進

施策3 生涯をたくましく生きるための健康・体力づくりの推進

- (1) 体力向上を主体的に目指す子供の育成
- (2) 子供の健康を守る学校保健の充実
- (3) 食を通じた健康づくりの推進

施策4 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

- (1) 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実
- (2) 早期からの教育相談と支援体制の充実
- ・ 基本目標1の実現に向けて、子供たちに、「知」「徳」「体」のバランスの取れた「生きる力」を 身に付けさせることが必要です。
- ・ そのためには、子供たちに、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、 人間性等」の3つの柱で整理された資質・能力を子供たちに身に付けさせるとともに、子供の自 立や社会参加に向け、その能力や可能性を最大限に伸ばすための施策を推進していく必要があり ます。
- ・ そこで、基本目標1には、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育むための3つの施策と、 それに加えて、「特別支援教育」を4つ目の施策に位置づけています。

基本目標2 ちばの教育の力で、「自信」と「安心」を育む学校をつくる

施策5 人間形成の場としての活力ある学校づくり

- (1) 地域に開かれた魅力ある学校づくり
- (2) 豊かな学びを支える学校・学習環境づくり
- (3) 私立学校の振興と公立学校・私立学校の連携
- (4) 安全・安心な学びの場づくりの推進

施策6 教育現場の重視と教員の質・教育力の向上

- (1) 熱意あふれる人間性豊かな職員の採用
- (2) 信頼される質の高い教員の育成
- (3) 教職員が子供と向き合う時間を確保するための取組の推進

施策7 多様なニーズに対応した教育の推進

- (1) 不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
- (2) 学び直しなどの再チャレンジの機会の充実
- (3) 経済的・家庭的理由など様々な困難への支援
- (4) 外国人児童生徒等の受入れ体制の整備
- ・ 基本目標2の実現に向けて、優れた教員を採用・育成し、子供を取り巻く様々な問題への支援に全力で取り組み、魅力ある学校づくりを推進して、子供たちに誇りを育み、安心して通うことのできる学校をつくることが必要です。
- ・ そのためには、「社会に開かれた教育課程」の実現や子供たちの学びを支える学習環境づくり、 教員採用・研修の充実や教職員の働き方改革、不登校や経済的理由など様々な困難を有する児童 生徒、家庭へのきめ細かな支援を推進していく必要があります。
- ・ そこで、基本目標2には、「活力ある学校づくり」、「教職員の資質向上と働き方改革」、「多様な教育ニーズへの対応」の3つの施策を位置づけています。

基本目標3 ちばの教育の力で、家庭と地域の絆を深め、 全ての人が活躍できる環境を整える

施策8 家庭教育への支援と家庭・地域との連携・協働の推進

- (1) 全ての教育の出発点である家庭教育への支援
- (2) 地域全体で子供を育てる家庭・地域と学校との協働体制の構築
- (3) 虐待など不適切な養育から子供を守る取組の充実・強化

施策9 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

- (1) 県民への多様な学習機会の提供
- (2) 生涯学習の成果を生かし社会に貢献できる仕組みづくり
- (3) 障害のある人の生涯を通じた多様な学習活動の推進
- ・ 基本目標3の実現に向けて、親の学びと家庭教育への支援を充実させるとともに、地域全体で 子供の成長や学びを支援する地域コミュニティの形成と、高齢者や障害者も含めた全ての人が活 躍できる生涯学習社会の実現に取り組むことが必要です。
- ・ そのためには、コミュニティ・スクールの導入促進や、学校・地域・関係団体が連携した家庭 教育への支援、県民がいつでも学べる場や機会の提供、障害のある人の生涯学習の充実に向けた 取組を推進していく必要があります。
- ・ そこで、基本目標3には、「学校・家庭・地域の連携と家庭教育への支援」「生涯学習」の2つ の施策を位置づけています。

基本目標4 ちばの教育の力で、世界を舞台に活躍する人材を育成し、 「楽しい」「喜び」に満ちた豊かな社会を創る

施策10 郷土と国を愛する心と世界を舞台に活躍する能力の育成

- (1) 郷土と国の歴史や伝統文化等について学ぶ教育の推進
- (2) 多様な文化を認め合う国際社会の担い手の育成
- (3) 文化にふれ親しむ環境づくり

施策 11 「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」の推進

- (1) 人生を豊かにするための運動・スポーツの推進
- (2) ともに楽しめる障害者スポーツの推進
- (3) 競技力の向上とスポーツ環境の整備
- ・ 基本目標4の実現に向けて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後も、それまでの取組をレガシーとして、更に多くの人が世界を舞台に活躍し、地域発展の担い手になるように取り組むとともに、スポーツや文化を通して「楽しい」「喜び」に満ちた豊かな社会を創ることが必要です。
- ・ そのためには、郷土と国の歴史への理解や、多様性を尊重する態度など、国際社会の担い手と して求められる能力を持った子供たちを育成すること、県民がスポーツに親しむことができる環 境を整える取組を推進する必要があります。
- ・ そこで、基本目標4には、「郷土・国の歴史と文化」「スポーツ」の2つの施策を位置づけています。

-	36	_
---	----	---

基本目標1

ちばの教育の力で、志を持ち、未来を切り拓く、 ちばの子供を育てる

施策1 人生を主体的に切り拓くための学びの確立

【現状と課題】

子供たちには、複雑で予測困難な社会であるからこそ、変化を前向きに受け止め、社会や人生、 生活を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにすることや、複雑化・多様化した現代 社会の課題に対して、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、その課題解決につながる新た な価値観や行動を生み出すこと等が求められています。

そのためには、生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養の3つを柱とした資質・能力の育成が必要です。

今後の社会においては、「人生 100 年時代」到来への対応や、超スマート社会(Society5.0)の 実現が特に重要なテーマになります。特に、人生 100 年時代と言われる長寿化にあっては、学校 教育を終了した後の時間がより長くなることから、学校教育の段階で、生涯にわたる学習者の育 成、つまり、必要に応じて自発的・自主的に学習することができる資質・能力を子供たちに身に 付けさせることが重要です。そのためには「楽しく」「豊かな」学習環境を保障し、子供たちの学 習意欲を引き出すことが求められます。このことは、子供たちの学力向上を図るうえでも非常に 重要です。

また、変化が激しく将来が展望しにくい状況において、社会的・職業的自立を実現するためには、各教科等の学びと将来の職業との関係に意義を見いだして、日々学んでいることを将来社会で役立てられるよう、主体的に学ぶ姿勢を身に付けさせることが求められます。

さらに、子供たちに、全ての学習活動の基盤として、言語能力や情報活用能力を育成する必要があります。そのためには、社会全体で積極的に読書活動を推進していくとともに、学校の生活や学習においても、日常的にICTの活用を推進することが求められます。

あわせて、グローバル化の一層の進展が予想される中、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、外国語で自信を持って自らの意見を述べ、他者と交流・共生していくために必要な力を育成することが求められます。

加えて、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために極めて重要なものです。 子供たちに望ましい生活習慣や規範意識を身に付けさせ、義務教育以降の教育の土台をつくるため、全ての子供に質の高い幼児教育を保障することが求められます。

【取組の基本方向】

- ・ 「ちばっ子『学力向上』総合プラン」を策定し、子供たちの学習意欲を高め、学力向上を図る 取組を、子供の学びの支援などの視点から重点的に進めます。
- ・ 「千葉県子どもの読書活動推進計画」に基づき、学校や家庭、地域等を通じた社会全体で取り 組まれるよう、必要な体制を整備します。
- ・ 子供たちが世界への視野を広げ、外国語で自らの考えを発信し、コミュニケーションを図ろう とする態度を育てる取組を進めます。
- ・ 各教科等において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用した学 習活動を充実します。
- ・ 子供たちの発達の段階に応じた体系的・系統的な一貫性のあるキャリア教育を、学校の全ての 教育活動を通じて推進します。

・ 幼児教育に携わる職員の専門性の向上を図るとともに、幼児教育から小学校教育への円滑な移 行に資する取組を進めます。

【主な取組】

(1) 子供の学習意欲を高め学力向上を図る取組の推進

教員の実践的指導力を高め、効果的な学習指導を進めることができるよう、教員研修に必要となる体制やツール等の基盤整備を進め、その内容や手法を充実していくことにより、授業力の向上を図るとともに、子供自身が、自らの学習上の課題を正確に把握し、目標を立て、その達成に向けて努力するための効果的な学習教材の提供を行います。

また、理数教育への興味関心や知的探究心を高める取組を推進します。

さらに、授業や放課後の教育活動を支援するため、退職教員や保護者、大学生など多様な地域 人材との協働を進めます。

(2) 全ての子供が、本に親しみながら成長していくための「読書県『ちば』」の推進

読書県「ちば」の推進のため、幼稚園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校における読書活動を積極的に行い、幼児児童生徒にとって読書が生活の一部になるような機会の提供に努めるとともに、そのために重要な人的・物的環境整備を、公立図書館等と連携しながら進めます。また、家庭や地域における読書活動が進むよう、学校、図書館、市町村保健センター等の様々な機関が連携・協力して、必要な支援を行います。

さらに、県立図書館において、県民に身近な市町村立図書館のサービスや学校図書館ネットワークを様々な形で支援するとともに、図書館未設置市町村に対して、図書館設置の意義について理解を求めるなど、県内全体の読書活動の充実に努めます。

(3) 子供のコミュニケーション能力を伸ばす外国語教育の充実

子供たちが世界への視野を広げ、外国語を使ってのコミュニケーションを楽しみ、自己の考えなどを主体的に発信する力を身に付けることを目的に、「千葉県外国語教育推進計画」のもと、小・中・高で一貫した外国語教育を推進します。

外国語担当教員の指導力及び英語力向上を図る研修や、外国語指導助手(ALT)等の人材配置の充実に努めるなど、授業の質を向上させることで、児童生徒の英語力や学ぶ意欲の向上を図ります。

また、外部検定資格等における実績に基づいた教員採用選考の実施や、小学校教員の英語免許の取得促進等、専門性の高い教員の人材確保及び配置に努めます。

(4) 学びの質を高め、情報活用能力を育む I C T 利活用の推進

児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図るため、各教科等において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用した学習活動の充実に努めます。また、各教科等で身に付けた知識・技能を活用し、ICT等を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育む指導方法についての実践研究を進めます。

また、障害のある児童生徒の情報活用能力を育成するため、ICTを活用した遠隔教育について、指導方法の開発や教育効果等の調査研究を実施します。

さらに、ICTの特性を生かして、児童生徒の能力、特性等に応じた教育が実施できるよう、 学校における教育用コンピュータの整備・更新を進めます。

(5) 学びを将来へとつなぐ系統的なキャリア教育の推進

特別活動を要としつつ、全ての教育活動を通じて、家庭や地域、産業界等との連携のもと、働くことの意義や尊さ、学校における学びと自らの将来との関連などを考えさせる系統的なキャリア教育を推進します。子供に目標をもたせるとともに、コミュニケーション能力、自ら判断し行動する力など社会人としての基礎的・基本的な能力を育てます。

また、障害のある生徒の学校卒業後の暮らしが豊かなものとなるよう、障害者就業・生活支援 センターをはじめとする福祉や医療、労働関係機関と連携し、地域資源を活用した支援や一般就 労の推進を図ります。

(6) 幼児教育の質の向上と初等教育への円滑な接続

質の高い教育・保育や子育て支援を行うためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士など、子供の成長を支援する者の確保とともに、その専門性や経験の積み重ねが極めて重要です。

県では、必要な人材の確保に努めるとともに、職員の経験年数や各施設の状況に応じた研修を 行い、教育・保育の質の向上を図っていきます。

また、一人一人の子供の健やかな成長を目指して施策を展開していくとともに、「子ども・子育て支援新制度」の実施主体である市町村を支援していきます。

さらに、幼児期に育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同研究の機会等を設けることなどにより、円滑な接続を図ります。

施策2 道徳性を高める心の教育の推進

【現状と課題】

現在、日本の子供たちは、将来の夢や目標を持つという割合が横ばいであることや、自己肯定 感・自己有用感が諸外国と比べて低いと言われています。家庭や地域社会の教育力の低下や実体 験の不足は、子供たちに、生命尊重の心や自尊感情、規範意識、コミュニケーション能力、社会 参画への意欲の低下といった問題を招いています。

子供の健やかな成長のためには、豊かな心を育むことが不可欠であり、豊かな情操や規範意識、 自己肯定感・自己有用感等を育成するための教育を推進することが求められます。

千葉県では、これまでも「道徳教育推進のための基本的な方針」の策定及び「道徳教育の手引き」の作成をはじめ、道徳教育映像・読み物教材の作成、全ての県立高等学校における「道徳」を学ぶ時間の導入など、全国に先駆けて道徳教育の充実を進めてきましたが、小・中学校の学習指導要領の改訂に伴う、特別の教科である道徳の導入などを踏まえ、道徳教育の一層の推進に取り組んでいく必要があります。

また、いじめは、子供たちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、子供の生命や心身等に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめは「絶対に許されない」、「卑怯な行為である」、「どの子供にも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、いじめの未然防止や、早期対応のための取組を、道徳教育と一体的に進めることが求められます。

さらに、千葉は首都圏にありながら、非常に自然が豊かで、山もあり、川もあり、そして海もあります。そうした千葉の持つ魅力を活用しながら、子供たちに思いやりのある豊かな人間性を育み、主体的に考え、判断し、行動する力や向上心を身に付けさせるとともに、五感を通して学ぶことができる体験活動を推進することが求められます。

加えて、2020 年には東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。大会の成功に向けて機運を盛り上げるとともに、それを一過性のものに終わらせることなく、次代を担う子供たちにレガシーとして波及させながら、多様な人々の人権が尊重される社会づくりに取り組むことが求められます。

【取組の基本方向】

- ・ 子供たちが自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての在り方や 生き方を自覚し、人生をよりよく生きるために、その基盤となる道徳性を養う道徳教育を推進し ます。
- ・ いじめの早期発見、早期対応のための組織的な対応、教育相談体制の充実、外部機関との連携 強化に向けた取組を推進します。
- ・ 子供たちに生活体験や自然体験などの体験活動の機会を多く提供し、学校教育、家庭教育、地域社会での活動の充実を図るとともに、多様な文化への理解やボランティア精神の涵養等を図る 取組、自他を尊重する人権意識の啓発を推進します。

【主な取組】

(1) 豊かな情操や道徳心を育む教育の推進

学校の全ての教育活動において、道徳科・「道徳」を学ぶ時間を要として、改訂した「道徳教育の手引き」を活用した子供の発達段階に応じた体系的・系統的な道徳教育を推進するとともに、 家庭や地域住民と連携した取組の充実を図ります。

また、法律や通貨の仕組みなどの社会のルールに関する学習活動、時代や社会に応じた実践的な能力を身に付ける消費者教育、少子高齢化社会における社会保障と財政の問題について考えさせる租税教育等の課題解決型学習の充実を図ります。

(2) 安心して学べる環境を実現するいじめ防止対策等の推進

いじめの早期発見、早期対応のため、組織的な対応、教育相談体制の充実、外部機関との連携 強化に向けた取組や、子供たちの自己肯定感や自己有用感を育み、将来の社会的自立に向けた取 組を推進します。

また、様々な課題を抱えた子供や保護者を支援するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実や、研修等を通じた資質の向上を図るとともに、SNSを活用した教育相談事業を実施し、問題の深刻化の未然防止に努めます。

さらに、情報モラル教育について、子供の発達段階に応じた指導を充実するとともに、インターネットによるいじめ、非行、犯罪等から子供たちを守るため、ネットパトロールを行うほか、インターネットの適正利用に関する講演や啓発を行います。

(3) ちばのポテンシャルを活用して心を豊かにする教育の推進

子供たちに生活体験や自然体験などの体験活動の機会を多く提供し、学校教育、家庭教育、地域社会での活動の中で子供たちの他人を思いやる優しさ、お互いの人格を尊重し個性を認め合う心を養います。

また、体験型の学習プログラム等を整備することで子供たちの環境意識の向上を図るほか、環境学習の指導者としての力を備えた人材を育成します。

さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、スポーツ及び大会の意義、価値等に対する理解・関心の向上、ボランティア精神の涵養や、多様な文化への理解等を図る取組を推進するとともに、障害者に対する理解の促進を図ります。

これらの取組を通して、人権を尊重し、不合理な差別を許さない、心を豊かにする教育を推進します。

施策3 生涯をたくましく生きるための健康・体力づくりの推進

【現状と課題】

千葉県の子供たちの体力・運動能力については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査で、小学生、中学生の男女ともに全国平均を上回るなど、全国的には高い水準にあります。近年、見られてきた低下傾向に歯止めがかかった一方で、運動をする子としない子の体力の差が依然として認められるなど、運動の習慣化が課題です。

子供のソーシャルスキルの育成には身体活動とスポーツが有効であるなど、健康や体力は「生きる力」の基本であり、子供たちに「健やかな体」を育むことが大切です。

このため、運動をしない子供をゼロにするとともに、生涯を通してスポーツに親しむための土 台づくりである学校体育の更なる充実が求められます。

また、子供たちに健康で安全な生活を営むために必要な身体能力、知識、望ましい生活習慣を身に付けさせるための保健教育や、薬物乱用の有害性や違法性を正しく教える取組の充実が求められます。

さらに、本県の子供たちの朝食欠食については、学年が上がるにつれて、欠食率が高くなる傾向にあります。子供たちが生涯にわたり心も体も健康な生活を送ることができるよう、保護者とも連携を取りながら生活の見直しを図っていくことが求められます。

【取組の基本方向】

- ・ 学校生活における体育的活動の充実とともに、家庭、地域とも連携を図り、基本的な生活習慣の見直しや改善を図ります。
- ・ 児童生徒が、健康の保持増進について自ら考え、主体的に判断し、望ましい行動に結びつける ための指導の推進など、学校保健の充実を図ります。
- ・ 栄養教諭を中核に学校・家庭・地域が連携し、「ちばの恵み」を取り入れた食育を推進します。

【主な取組】

(1) 体力向上を主体的に目指す子供の育成

子供たちが自ら考え実践し、仲間と楽しく協力しながら目標に向かって運動できるよう「学校体育指導資料集」を活用するなどして、「楽しさ」を感じられる授業改善に取り組みます。

また、教員に対し、指導技術講習会や安全講習会等を開催することにより、指導者の資質向上を図ります。

(2) 子供の健康を守る学校保健の充実

生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成するため、体育・保健体育などの教科 学習を中核として学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実します。

また、多様化・深刻化する子供の心身の健康課題に組織的に対応することができるよう、教員への研修の機会等の充実や、学校・家庭・地域の専門機関等が連携した取組を推進します。

(3) 食を通じた健康づくりの推進

学校における安全・安心な学校給食の提供や、食育の指導体制と指導内容の充実、学校給食を通じた食育の充実などにより、生涯にわたり、心も体も健康な生活を送れる児童生徒の育成を推進します。

また、家庭との連携により、朝食の大切さなど児童生徒の食に関する理解を深め、望ましい食習慣の形成が図られるように努めます。

施策4 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

【現状と課題】

平成29年3月に告示された小・中学校学習指導要領では、特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫など、特別支援教育に関する記載が充実されています。特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行うものです。障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる全員参加型の社会である「共生社会」を目指すためには、全ての学校で特別支援教育を推進し、同じ場で共に学ぶことを追求していくことが必要です。

その際、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その 時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備し、連続 性のある「多様な学びの場」を用意したインクルーシブ教育システムの構築を目指し、教育内容 や指導方法の改善・充実を図ることが求められます。

本県では、平成29年10月に「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」を策定し、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、乳幼児期から卒業後までの生涯にわたる一人一人のライフステージに応じた適切な支援を行ってきました。

今後も引き続き、これまでに実施している取組も含め、外部人材をはじめとする地域の教育資源の活用、障害特性に応じた様々な指導の改善を図るとともに、障害のある子供に対する相談・ 支援体制の充実を図ることが求められます。

【取組の基本方向】

- ・ 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など連続性のある多様な学びの場の環境整備と、一人一人の子供がその力を発揮できる取組の充実を図ります。
- ・ 障害のある子供への一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係者・関係機関のネットワークの構築を図り、その活用と充実に努めるとともに、家庭・福祉との連携を推進します。

【主な取組】

(1) 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実

障害のある子供が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するとともに、地域 社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、特別支援学校と近 隣の小・中学校等の幼児児童生徒との交流及び共同学習を促進するとともに、地域の人々が障害 のある子供たちへの理解を深める啓発活動などの取組を一層進めていきます。

また、特別支援アドバイザーの派遣や特別支援教育支援員の配置による小・中学校や高等学校等への支援の充実を図るとともに、特別支援学校の地域の小・中学校等に対するセンター的機能の充実に取り組みます。

(2) 早期からの教育相談と支援体制の充実

特別支援学校において、医療、保健、福祉等の関係機関や民間団体、NPO等と協力しながら

障害のある乳幼児とその保護者に対する、早期からの教育相談や支援体制の充実を図ります。また、千葉県総合教育センター特別支援教育部や、千葉県子どもと親のサポートセンターなどにおける相談の充実を図ります。

また、県立学校校長会議及び管理課長会議等を通じて、障害者差別解消法等の内容や理念、職員の対応について、周知を図っていきます。

基本目標2

ちばの教育の力で、

「自信」と「安心」を育む学校をつくる

施策5 人間形成の場としての活力ある学校づくり

【現状と課題】

平成29年に小・中学校、平成30年に高等学校の各学習指導要領が改訂されました。この新学習指導要領では、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、「社会に開かれた教育課程」の実現が重要であるとされています。各学校において、「社会に開かれた教育課程」を実現するためには、教職員が多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組むことができるよう、チームとしての学校を実現する体制を構築することが必要です。

このため、学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の導入の拡充や運営の充実など、保護者や地域住民が学校運営に参画することを通じて、学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域とともにある学校づくりを進めるとともに、高等学校においては、地方創生の進展や、高大接続の進捗等も踏まえながら、新しい時代に対応した高等学校の在り方について、検討することが求められます。

また、県内には、東葛・湾岸ゾーンなどの人口増加が進む地域がある一方、香取・東総、南房総ゾーンなどの地域では人口減少、少子化の進展により、学校・学級の小規模化が進んでいます。 県内のどの地域でも質の良い教育を行うことができるよう、学校の指導体制の充実が求められます。

さらに、幼稚園児の9割、高校生の3割が通っている私立学校は、公立学校とともに公教育の一翼を担い、本県の学校教育において大きな役割を果たしています。私立学校が、個性豊かで特色ある教育活動を展開することができるよう支援するとともに、公立学校と私立学校が連携した取組を充実することが求められます

加えて、学校は、震災・豪雨等の大規模災害発生時には緊急避難場所等として活用される場合も多いことから、施設の老朽化対策等を計画的に推進し、安全・安心な場とすることが求められます。

【取組の基本方向】

- ・ 社会の変化や生徒の多様なニーズに対応し、豊かな学びを実現する教育活動が可能となるよう、 地域に開かれた魅力ある学校づくりを着実に進めます。
- ・ 小中一貫教育校など、新たなタイプの学校も含めて、子供の成長に合わせた柔軟な教育システム等の在り方等について研究します。
- ・ 私立学校の経営の健全性を高めるとともに、私立学校に在籍する幼児児童生徒及び保護者の経済的負担の軽減等を図るなど、私立学校の振興を図るとともに、公立学校と私立学校との一層の連携・協力を推進します。
- ・ 各学校及び教育施設の老朽化対策等を計画的に進めます。また、子供たちが適切な判断と行動できる力を身に付け、事故や犯罪に巻き込まれないための安全教育の充実を図ります。

【主な取組】

(1) 地域に開かれた魅力ある学校づくり

開かれた学校づくりを進め、子供の学びや体験を支援するため、学校・家庭・地域の連携・協働を創出する取組を進めるとともに、そのために必要な人材の育成・拡充を図ります。

また、各学校における公開授業の開催を促進します。

さらに、令和3年度末を目標年次とする、県立学校改革推進プランの理念に基づき、魅力ある 学校づくりを進めるとともに、高等学校については中長期的な展望に立った学校規模や配置の適 正化を進めます。

(2) 豊かな学びを支える学校・学習環境づくり

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の力を保障することができるよう、 少人数の習熟度別指導や補習・補充学習等の取組を行うため、学校の指導体制を充実し、きめ細 かな指導を推進します。

また、小中一貫教育校、義務教育学校などの学校も含め、子供の成長に合わせた柔軟な教育システム等の在り方等について研究し、児童生徒一人一人の個性や能力に応じた教育の実現を図ります。

さらに、学校における問題解決に向けて、弁護士など専門的知見をもった人材による指導助言を行う体制を構築するなど、学校を支援する体制の充実を図ります。

加えて、特別支援学校に通学を希望する児童生徒の増加に対応するため、県立学校や小・中学校の使用しなくなる校舎等の活用も検討しながら、学校の新設や校舎の増築などにより特別支援学校の過密状況の解消を図ります。

(3) 私立学校の振興と公立学校・私立学校の連携

私立学校の教育水準を一層向上し、経営の健全性を高め、私立学校に在籍する幼児児童生徒及び保護者の経済的負担の軽減等を図るなど、私立学校の振興を図ります。

また、小学校就学前教育については、幼稚園児の9割が私立幼稚園に在籍している状況にある ことから、幼稚園の独自の教育目標を尊重しながら、子供の発達や学びの連続性を踏まえ、規範 意識の芽生えや人間関係づくりの基礎を培う教育を推進します。

さらに、高等学校については、公立学校・私立学校の教職員を対象とした合同研修、教職員の 人事交流などの充実を図るなど、公立学校とともに公教育の一翼を担う私立学校との連携・協力 を推進します。

(4) 安全・安心な学びの場づくりの推進

各学校及び教育施設の老朽化対策等を計画的に進め、子供たちが安全・安心な環境で学び、地域住民の防災に資することもできる環境整備を推進します。

また、各教科・道徳・特別活動等、教育活動全体を通した防災教育の実施や、学校、地域、関係機関と連携した防災訓練や救命講習等の実施など、学校の防災計画に基づき、子供たちの防災意識を高め、「自助」「共助」の意識を育むための取組の充実を図るとともに、子供たちが、事故や犯罪に巻き込まれないための交通安全教育、防犯教育の充実を図ります。

施策6 教育現場の重視と教員の質・教育力の向上

【現状と課題】

令和2年度から実施される新学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」を実現するためには、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力を育成するなど、新しい時代の教育を担う教員の養成が必要です。

今後も教員の世代交代が進むことから、高等教育機関と連携した人材の育成、幅広い人間性を 有した、熱意ある教員の採用を可能とする教員採用選考の取組の充実・改善が必要です。

また、教員自らが児童生徒の模範であるという使命感や責任感を持つとともに、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導力の向上に取り組むことが必要です。あわせて、発達障害を含む障害のある子供や日本語指導の必要な子供等への対応、厳しい経済状況にある家庭等への対応、いじめ、不登校、児童虐待など生徒指導上の諸課題への対応など、複雑かつ多様な課題に対応できるよう、教員の研修体制の充実により教員の質と教育力の向上を図ることが求められます。

さらに、正規の勤務時間を超えて勤務する教職員が多く見られる中、学校においても働き方改革を進める必要があります。教員という職業が多くの学生にとって魅力ある、選ばれる職業になるとともに、教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、子供たちに真に必要な、効果的な教育活動を持続的に行うことができるよう、学校における業務の見直しや教職員の意識改革など、学校における働き方改革を確実に推進していくことが求められます。

【取組の基本方向】

- ・ 優れた資質を有する教員の採用のため、教員採用選考の改善等を進めるとともに、教員採用選 考の志願者の確保に努めます。
- ・ 教員の実践的指導力の向上などを目的とした研修や授業研究などの充実により、信頼される質 の高い教員の育成を推進します。
- ・ 教職員の働き方改革を進めるため、教職員の業務内容を見直すとともに、教職員の意識改革を 進めます。

【主な取組】

(1) 熱意あふれる人間性豊かな職員の採用

子供の気持ちを理解し、その目線に立って行動する態度、高度な専門的知識、豊かな生活体験に基づく幅広い人間性など、優れた資質を有する教員の採用のため、教員採用選考の改善等を進めます。

また、中学生や高校生、大学生を対象に、教員の魅力など各種情報を積極的に発信するとともに、教員を希望する学生に対する実践や体験の機会を提供するなど、教員採用選考の志願者の確保に努めます。

(2) 信頼される質の高い教員の育成

「千葉県・千葉市教員等育成指標」や「千葉県教職員研修体系」に基づき、教員が教職に対す

る使命感や責任感を高め、課題探究型の学習、主体的・対話的で深い学びなどの新たな学びに対応するための実践的指導力や、いじめ等の生徒指導上の課題や特別支援教育に対する実践力の向上などを目的とした研修や、若手教員が中堅・ベテラン教員から指導ノウハウを継承できる校内での授業研究などの充実により、信頼される質の高い教員の育成を推進します。

また、大学等における教員養成段階においては、大学等と連携し、目指す姿や身に付けるべき 資質能力を明確にするとともに、学校現場での体験機会の充実などを通じて、教員としての実践 力の向上などを図ります。

(3) 教職員が子供と向き合う時間を確保するための取組の推進

教職員が、心身の健康を損なうことのないよう業務の質的転換及び量的削減・精選を図り、授業やその準備に集中できる時間、自らの専門性を高めるための研修の時間を確保できる勤務環境を整備するとともに、学校が担うべき業務、教職員が担うべき業務を、各学校や地域の実情に応じて、役割分担を検討することにより、限られた時間の中で、児童生徒と向き合うための時間を確保し、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるようにします。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実を図るとともに、スクールロイヤーの効果的な活用を促進し、「チーム学校」として組織的に取り組む体制を整備します。

施策7 多様なニーズに対応した教育の推進

【現状と課題】

経済雇用環境などの変化により、経済的・社会的に様々な困難を抱えている子供たちが、依然として増加傾向にあります。近年では、我が国に在留する外国人の増加等に併せて、小・中・高校等における日本語指導が必要な児童生徒数も増加傾向にあります。

自らの能力を伸長し、将来、社会においてその能力を発揮するための教育を受ける機会は、経済的・社会的な事情に関わらず等しく与えられるべきものです。子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、様々な困難を有する子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る必要があります。

このため、各学校段階の継続性を生かした支援や、いじめ、不登校や障害等に関する教育相談体制の充実など、困難を有する子供や家庭への支援を推進し、全ての子供たちが安心して教育を受けることのできる環境を確保することが求められます。

また、関係部局や機関と連携しながら、学習、家庭、社会生活に困難を有する子供たちへ学び 直しの機会の提供や、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒に対し教育費負担の軽 減を図るなどの支援が求められます。

さらに、外国人児童生徒等に対して、各学校における日本語指導の充実や各地域における交流 の促進など、受入れ体制の整備を進めることが求められます。

【取組の基本方向】

- ・ 児童生徒や家庭に対する相談支援体制の整備や教員研修の充実、スクールカウンセラー等の人 材の配置などにより、不登校児童生徒への支援を進めます。
- ・ 学習支援や学び直しの機会の提供など、学びへの機会確保を図るとともに、職業的自立に向けた支援を行います。
- ・ 経済的・家庭的な理由により、就学が困難な児童生徒に対する支援の充実を図ります。
- 外国人児童生徒等の、日本語指導が必要な児童生徒に対する受入体制の充実を図ります。

【主な取組】

(1) 不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進

いじめや不登校など、支援を必要とする児童生徒に対して、家庭と学校が連携して問題解決に 取り組めるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的知見を有する 人材の活用を促進し、子供や家庭に対する相談支援体制の充実を図ります。

また、教育支援センターの設置促進、民間施設との連携等、関係機関との連携を密にし、不登校児童生徒の将来の社会的自立に向けた支援を行うとともに、不登校対策指導資料集を活用した研修や、不登校対策支援チームによる個別のケースへの支援の充実を図ります。

さらに、千葉県子ども・若者支援協議会における、困難を有する子供・若者の現状・課題の共 有や、相談支援体制の充実に向けた検討に参加します。

(2) 学び直しなどの再チャレンジの機会の充実

一人一人の豊かな人生の実現に向けて、学ぶ意欲と能力のある全ての県民が、質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの将来に向けて挑戦できるよう、学習支援や学び直しの機会の提供など、学びへの機会確保を図ります。

また、若年無業者に対し、職業的自立に向けた支援を行います。

(3) 経済的・家庭的理由など様々な困難への支援

家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受けることができるよう、地元の団体や人々など様々な主体と連携した取組を推進します。

また、必要に応じて、スクールソーシャルワーカー等の専門性を有する人材及び関係機関・団体などとの連携・協働を図ることで、支援が必要な子供や家庭に対する方策を充実させます。

さらに、就学支援金の支給や授業料減免事業への助成などの支援を通じて、高等学校等の生徒 に係る教育費負担の軽減を図ります。

(4) 外国人児童生徒等の受入れ体制の整備

各学校において外国人の児童生徒等の受入れがスムーズに行われるよう、外国人など日本語を 母語としない児童生徒に対して日本語指導ができる外部人材の配置の充実を図ります。

また、外国人児童生徒やその保護者を含む外国人県民が、地域コミュニティに溶け込むことができるよう、多言語での情報提供や生活全般の相談に対応します。

基本目標3

ちばの教育の力で、

家庭と地域の絆を深め、全ての人が活躍できる環境を整える

施策8 家庭教育への支援と家庭・地域との連携・協働の推進

【現状と課題】

都市化や過疎化の進行、家族形態の変容等を背景とした地域社会のつながりや支え合いの希薄 化等により、家庭や地域社会における教育力の低下が見られます。また、家庭の貧困や保護者自 身の要因等により、家庭での養育に課題を抱えるなど、学校だけで対応することが困難なケース も増えています。

家庭における教育は全ての教育の出発点であり、子供たちが基本的な生活習慣や豊かな情操、 社会的マナー等を身に付ける上で重要な役割を担っています。全ての子供が適切な家庭教育を受 けることができるよう、親の学びや育ちを支援するとともに、家庭と地域をつなげるなど、家庭 教育の更なる充実を図ることが求められます。

さらに、全ての子供たちが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を培うためには、学校だけではなく、家庭・地域において多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていくことが必要です。このため、学校、家庭、地域、企業、高等教育機関などが相互に連携・協働して、子供たちの多様な教育活動を支援する体制づくりを進めることが求められます。

また、近年、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数が年々増加しています。このうち、学校等からの相談件数が多数を占めており、学校は虐待の発見・対応にあたり重要な役割を果たしています。虐待は、子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、子供に対する最も重大な権利侵害です。未来ある子供の大切な命が二度と失われることがないよう、「子供の生命を守ることを最優先とする」という強い決意を持って、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子供の自立まで、切れ目のない総合的な支援に全力で取り組むことが求められます。

【取組の基本方向】

- ・ 親の学びの機会や発達段階に応じた子育てなどについての情報提供や、家庭教育が困難な状況 にある家庭に対するアウトリーチ型の支援など、チームとして相談対応の充実を図ります。
- ・ 地域全体で子供の学びや育ちを支える地域学校協働活動を推進するとともに、学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の導入の拡充を図ります。
- ・ 学校・市町村・児童相談所・警察等の関係機関との連携を密にしながら、児童虐待の発生予防、 早期発見・早期対応など、子供の命を守る取組を進めます。

【主な取組】

(1) 全ての教育の出発点である家庭教育への支援

保護者による家庭での教育を支援するため、学校を通じた情報提供やウェブサイトによる情報 発信など、子育てに役立つ情報提供の充実を図ります。

また、子育て中の親を孤立させることのないよう、家庭教育支援に必要な人材の育成など、家庭教育を地域で支援できる体制づくりを進めるとともに、企業やNPOなど様々な主体の参画を促進します。

さらに、中学生や高校生が、育児への理解や関心を高めるとともに、子育てにおける家庭の役

割や、子育ての意義等について学ぶ機会の充実を図ります。

(2) 地域全体で子供を育てる家庭・地域と学校との協働体制の構築

学校における日々の教育活動や、放課後児童クラブ、放課後子供教室及び放課後・土曜日等の教育活動において、地域住民や専門的知見のある企業・団体関係者などの地域人材等の参画により、子供たちの多様な学びや体験を支援し、地域における教育の質の向上を図ります。

また、学校の教育活動に地域住民や社会人が参画する機会を促進するため、地域コーディネーターなどの学校と地域を結ぶための人材の育成・拡充を図るとともに、活動に携わる人々の交流を促進します。

さらに、学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の導入の拡充と運営の充実を図り、 保護者や地域住民が学校運営に参画した「地域とともにある学校づくり」を推進します。

(3) 虐待など不適切な養育から子供を守る取組の充実・強化

教職員が、児童虐待の防止や早期発見及び適切な早期発見を行えるよう、学校や教育機関等の職員を対象とした、児童虐待に係る研修などにより、知識の共有を図り、児童虐待への円滑な対応を目指します。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携したきめ細かい相談支援体制を構築するとともに、スクールロイヤーを活用した弁護士相談、研修等を充実させ、教職員が不当な圧力に毅然と対応できる体制の構築を図ります。

さらに、いじめや児童虐待、子育ての不安など、子供に関わる様々な相談に応じるため、「子ども・家庭110番」を中央児童相談所に設置し、専門の電話相談員が夜間、土日、祝日の相談にも応じるなど、相談機能の充実を図ります。

施策9 人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進

【現状と課題】

今、我が国では、医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、「人生100年時代」の到来が予測されています。また、超スマート社会(Society5.0)の実現に向けて、ビッグデータやAIの活用などの技術革新が急速に進んでいます。そうした社会の急激な変化の中、生涯を通して社会で活躍していくためには、学校卒業までに身に付けた知識や能力だけではなく、社会に出た後も学び続けることにより、新たに必要とされる知識や技術を身に付けていくことが重要です。

人生 100 年時代においては、全ての人が生涯を通じて自ら設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できるようにすることが求められます。

また、働き方の多様化により、フルタイム労働以外の柔軟な雇用形態が増え、さらに、仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の進展もあいまって、労働時間の短縮も見込まれる中、これからは一人一人が仕事以外の時間をいかに創造的、生産的に過ごすかが重要性を増してきます。さらに、そうした時間を生かし、自らのチャンスや可能性を拡大できるよう、そのための学び直しの機会を、いかに社会全体で提供できるかが大きな意味を持ってきます。

そのためには、今後、社会に出た後も、誰もが学び続けることができ、その成果を社会で生か すことができる、生涯学習社会を実現することが重要です。

このため、公民館や生涯学習センター、図書館等の社会教育施設において地域住民に向けた学 習機会の場を提供するとともに、その成果が評価され、獲得した知識・技術を地域社会で生かす ことができる仕組みづくりが求められます。

さらに、障害のある人が、学校卒業後も生涯にわたって学び、充実したくらしができるよう、 生涯学習施設等を利用して生涯学習の機会が提供されることが求められます。

【取組の基本方向】

- ・ 県民が居住地域や職業、年齢、性別などにかかわらず、誰もが必要に応じて学習できるよう、 多様な学びの場の充実に努めます。
- ・ 地域ぐるみで生涯学習の推進に取り組み、だれもが学習の成果を生かすことができる場づくり を推進します。
- ・ 障害のある人が、その一生を通して、自らの可能性を追求できる環境を整え、積極的に社会参 画できる取組を推進します。

【主な取組】

(1) 県民への多様な学習機会の提供

学校や家庭、まちづくり・福祉等の関係部局、社会教育関係団体、NPO、大学等、多様な主体と連携して社会教育・生涯学習の推進体制を整備するとともに、住民のニーズに応じて多様な学習機会を提供する取組を推進します。

また、この取組の推進に向けて、県の生涯学習情報提供システムの充実を図るとともに、各種団体等で実施されている講座等の紹介や表彰などにより講座の充実を図ります。

さらに、社会教育や生涯学習に関する専門性を有する社会教育士の活用を図り、地域社会が一

体となった取組を推進します。

(2) 生涯学習の成果を生かし社会に貢献できる仕組みづくり

生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会を推進していきます。

県の生涯学習センターで行っている「まなびシステムちばネット」の充実を図るとともに、県 民の学習成果を適切に評価していきます。あわせて、小学校段階から、生涯学習関連講座の受講 に対する学習成果の蓄積を支援します。

また、人材を育成する講座やネットワークづくりを通して、学んだことを生かす社会の構築につなげます。

(3) 障害のある人の生涯を通じた多様な学習活動の推進

学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり、維持・開発・伸長するため、関係機関や団体等、多様な主体と連携・協働しながら実践的な研究を行い、生涯を通じた学びについて、一層の充実を図ります。

また、さわやかちば県民プラザや県立図書館等の生涯学習に係る施設において、障害のある人が学校卒業後も生涯にわたって主体的に学び続けることができる機会の充実に努めます。

さらに、障害の有無にかかわらずスポーツ・文化芸術活動を通して、地域の人々と感動を共有する機会の充実を図ります。

_	60	_
---	----	---

基本目標4

ちばの教育の力で、世界を舞台に活躍する人材を育成し、 「楽しい」「喜び」に満ちた豊かな社会を創る

施策 10 郷土と国を愛する心と世界を舞台に活躍する能力の育成

【現状と課題】

海外から来日する外国人旅行者は、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を契機に、この 10年間で4倍以上に増加しています。成田国際空港や千葉港など、諸外国との直接的な玄関口を擁する本県においても、県内の外国人宿泊客数が年々増加傾向にあります。

こうした中、千葉県の子供たちが将来、世界を舞台に活躍することができるよう、子供たちが郷土や国への愛着や誇りを持ち、自信を持って郷土や国の特色・魅力を発信するとともに、グローバル社会に対応するために必要な資質・能力を育むことが重要です。

このため、子供たちが、郷土の歴史や伝統文化にふれ親しみ、身近なものとして学ぶとともに、 主体的に課題を発見して解決する力、創造力、発想力、他人と協働するリーダーシップ、チーム ワーク、コミュニケーション能力、豊かな感性、多様性を尊重する態度などを育成する取組を推 進することが求められます。

また、急速な少子高齢化による地域社会の衰退等を背景に、地域の芸術や祭りの担い手不足、地域社会における歴史文化資料の継承が、本県においても課題となっています。

このため、県民が質の高い文化芸術や、日本の伝統文化、地域の歴史文化資料に触れ、親しむ機会の充実に向けた環境づくりを進めることとともに、学校における地域の伝統文化等についての学習活動の充実に向けた支援や、地域の文化財について理解を促す取組を通じて、文化財の適切な保存・継承を支援し、活用に対する機運の醸成を図る必要があります。

【取組の基本方向】

- ・ 郷土や国の歴史や伝統文化を子供たちが受け止め、継承・発展させ、子供たちに郷土や国への 愛着や誇りを育むための教育を推進します。
- ・ 子供たちがグローバル社会において必要となる資質・能力を身につけ、国際社会の担い手となるための教育を推進します。
- ・ 県民が日本の伝統文化等に触れ、親しむことができる環境づくりや、文化財の保存・継承、活 用を促進します。

【主な取組】

(1) 郷土と国の歴史や伝統文化等について学ぶ教育の推進

次代を担う子供たちが我が国や郷土の歴史や伝統文化、風土に対する関心や理解を深め、尊重 する態度を身に付けるとともに、郷土や国に愛着や誇りを持ち、自信を持って発信することがで きる力を育むための教育活動を充実します。

また、道徳の時間などを活用して、先人の生き方などに関する学習活動を推進します。

(2) 多様な文化を認め合う国際社会の担い手の育成

国際的な課題や世界の歴史・文化・宗教などについて教科・科目を横断した取組を充実し、日本人としての自覚とアイデンティティを確立し、異文化理解を重視した教育活動の推進を図りま

す。

また、海外留学に関する支援や姉妹校交流、短期海外派遣等の事業を充実させ、海外留学に対する機運の醸成を図ります。

(3) 文化にふれ親しむ環境づくり

障害の有無や年齢、性別にかかわらずあらゆる人々が文化芸術を享受するために、博物館や文化施設等の様々な場での機会の提供や学校教育における文化芸術活動の充実など、文化芸術にふれ親しむ環境づくりを行うとともに、地域の伝統文化や歴史文化資料が次世代へ継承され、地域活性化につながる取組を行います。

また、関係機関や幅広い分野との連携を強化し、文化芸術を生かしたまちづくりや観光・産業等様々な分野での文化芸術の活用を推進します。

さらに、郷土の文化財を活用した、地域の歴史や伝統文化についての学習活動や、埋蔵文化財 への理解を深めるための取組を推進し、文化財の保存・継承に向けた機運を醸成します。

施策 11 「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」の推進

【現状と課題】

県が実施した「県民の運動・スポーツに関するアンケート調査」によると、週1回以上スポーツを行っている人の割合は全国の平均と比べ高くありません。また、将来の介護予防や生活の質の維持の観点からのロコモティブシンドロームの予防、健康寿命の延伸、さらには障害のある人にも配慮したスポーツ環境の整備など、運動・スポーツに対するニーズが多様化しています。

こうした中、本県において東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の8競技が開催されることは、スポーツへの関心を高め、スポーツを通じた健康づくりや生きがいづくりを再認識する絶好の機会となります。こうした機会を捉え、誰もが生涯にわたり、スポーツに親しむことができる環境づくりを進めるとともに、スポーツによる地域の活力づくりにつなげていくことが重要です。

本県では、平成22年12月に制定された「千葉県体育・スポーツ振興条例」において示された 体育・スポーツの施策に関する基本的な理念と施策の方向性の下、計画的・継続的にスポーツの 振興に関する様々な取組を推進してきました。

今後も引き続き、県民が身近な場所でスポーツが行える環境の整備や、運動・スポーツの場や 機会に関する情報の提供、運動による健康への影響や効果の積極的な発信により、県民の誰もが 運動・スポーツに親しむことができる環境づくりを進めることが求められます。

また、障害者スポーツにおいては、障害者が利用できる施設や、障害者スポーツの指導者・ボランティア数の不足といった課題が見られます。障害のある人が気軽にスポーツに親しむことができる環境を整え、スポーツを通じた障害者との交流や障害への理解を促進し、共生社会の実現につなげることが求められます。

さらに、本県で育った選手が日本や世界の「ひのき舞台」で活躍することは、県民に大きな感動や勇気、希望、誇りを与えます。将来、活躍が期待される選手の発掘・育成・強化や指導者の養成に加え、県民のためのスポーツ施設の再整備等を進めることが求められます。

【取組の基本方向】

- ・ 県民がライフステージに応じて運動・スポーツに親しむことができるよう、運動・スポーツの 場、機会、情報の提供に努めます。
- ・ 障害のある人が気軽に運動・スポーツに親しむことができるよう、施設・指導者等の環境整備 や、スポーツを通じた共生社会の実現に努めます。
- ・ 将来、日本や世界を舞台に活躍する選手の発掘・育成・強化および指導者の養成に取り組むと ともに、県民のためのスポーツ施設の再整備等を進めます。

【主な取組】

(1) 人生を豊かにするための運動・スポーツの推進

誰もが運動・スポーツを通じて、生きがいのある豊かな人生を歩むことができるように、身近な場所でスポーツが行える総合型地域スポーツクラブの設立や県立スポーツ施設の無料開放(県 民の日、スポーツの日等)などを進めます。

また、県民が気軽に参加できるスポーツイベントや各種大会等の、運動・スポーツの場や機会

に関する情報を提供し、日常生活の中での運動習慣の定着を図り、スポーツの楽しさなどを実感できるよう取り組みます。

さらに、将来の介護予防や生活の質の維持の観点から、運動器の機能低下によって起こるロコモティブシンドロームとその予防に関する知識の普及啓発を行うとともに、運動による健康への影響や効果の積極的な発信を行います。

(2) ともに楽しめる障害者スポーツの推進

障害のある人とない人の障害者スポーツ交流試合を実施し、障害者スポーツを広く周知します。 また、市町村へコーディネーターを派遣し、スポーツ体験会や教室等を開催するとともに、貸 出用競技用具の充実を図るなど、障害のある人が、地域でスポーツに親しめる環境を整備します。

さらに、障害のない児童生徒等への障害者理解教育をはじめとして、障害の有無にかかわらず、誰もが地域や職場・学校などで、共に支え合って暮らす共生社会の形成を目指して、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした障害者スポーツの普及など様々な取組を通して、「心のバリアフリー」の考え方を広め、障害についての理解促進に努めます。

(3) 競技力の向上とスポーツ環境の整備

国内大会やオリンピック・パラリンピック、国際大会において活躍が期待される選手の発掘・ 育成・強化や指導者の養成に継続的に取り組むとともに、競技力向上のための環境整備やスポー ツ医・科学の活用などの事業を推進します。

また、県民のスポーツに親しむ機会の選択の幅を広げるため、スポーツ施設の整備やスポーツ 指導者の養成に取り組みます。スポーツ施設の整備については、県民が安心・安全に利用できる よう、施設の耐震性能や機能の向上を図ります。

さらに、県民にとって身近なスポーツ施設である県立学校の体育館やグラウンドの開放を推進 します。

_	66	_
---	----	---

第4章

計画の推進にあたって

1 県民一体となって取り組む体勢づくり

ここでは、第3期計画の推進に向けて、求められる視点や取組について整理しました。

(1) これからの教育行政

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会は、これまで以上に住民に 開かれた教育行政を推進することが求められています。本県では、これまでも「地域の教育的ニーズに応える教育委員会」、「県民に、より開かれた教育委員会」を目指して現場重視と情報公開などに取り組んできました。

これからも授業参観や教育活動の視察をはじめ、中学生・高校生との交流会、「学校を核とした 県内1,000か所ミニ集会」などにおいて、子供や教職員、県民の意見を直接聞いていきます。ま た、市町村との意見交換等を実施するなど、県民の意向を十分に反映した教育行政を進めます。

また、幼稚園児の9割、高校生の3割が通っている私立学校は、公立学校とともに公教育の一翼を担い、県民の学校選択の自由を確保する重要な役割を果たしていることから、建学の精神に基づく教育の振興を図るとともに、公立学校との連携を推進することにより、県全体の教育の充実を図ります。

さらに、計画の推進に当たっては、福祉、雇用労働、防災、環境、産業など幅広い分野との密接な連携が必要であることから、横断的、総合的に取り組みます。

(2) 多様な主体との連携と協働

この計画をより実効性のあるものとするためには、県や市町村などの行政はもとより、各学校、保護者、家庭、地域住民、企業・団体などが連携、協働していくことが必要です。「ふれる」、「かかわる」、そして「つながる」という基本的な取組方針のもと、全ての大人が子供の育成に関わるという意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たしていくことが大切です。

学校・家庭・地域が連携した質の高い教育環境づくりを目指し、各学校を会場として開催しているミニ集会などを基盤として、教育を核とした新しい地域コミュニティの構築を促進し、多様な主体と連携、協働していく体制づくりに努めます。

教育委員の活動として、学校現場や市町村教育委員会等との連携促進において、引き続き教職員や市町村教育委員会委員等と教育に関する意見交換を行い、双方の立場や役割について理解し、連携協力体制の強化に取り組みます。また、教育委員が学校等を視察することにより、学校教育などの実施状況を把握し、教育施策の点検・評価を行うとともに、教育委員会の活動の積極的な情報発信を行います。

2 計画の進捗管理

計画の進捗管理については、教育委員会の活動状況の点検及び評価の中で、有識者の知見も活用しながら実施し、毎年度その結果を公表します。

さらに、計画全体の実施状況を評価するため、以下の指標を設定します。

項目	現状(基準年)	目標

3 計画の指標

計画の点検・評価においては、前述の教育振興基本計画全体に加え、施策ごとに定めた指標の達成状況を踏まえ、重点施策・主要事業の実施状況を明らかにするとともに、それぞれの施策・主要事業の課題を分析し、その後の取組の方向性について検討します。

施策	項目	現 状 (基準年)	目標
1 人生を主体的に切り拓く ための学びの確立			
2 道徳性を高める心の教育の推進			
3 生涯をたくましく生きる ための健康・体力づくり の推進			
4 共生社会の形成に向けた 特別支援教育の推進			
5 人間形成の場としての活 力ある学校づくり			
6 教育現場の重視と教員の 質・教育力の向上			
7 多様なニーズに対応した 教育の推進			

施策	項目	現状(基準年)	目標
8 家庭教育への支援と家 庭・地域との連携・協働 の推進			
9 人生 100 年時代を見据え た生涯学習の推進			
10 郷土と国を愛する心と世界を舞台に活躍する能力の育成			
11 「するスポーツ」「みるス ポーツ」「ささえるスポー ツ」の推進			

4 教育投資の充実

現在我が国は、人口減少、少子・高齢化社会の急激な進行や、IoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新の進展、超スマート社会(Society5.0)の到来など、時代の大きな変革期にあります。

こうした状況の下で、元気な千葉県をつくっていくためには、県政発展の基盤である人づくり、 それを担う教育に力を注ぐことが必要です。

一方、本県の財政状況は、引き続き厳しい状況にあり、当面はこのような状況が続くことが予想されます。予算の効率的、効果的な活用に十分留意するとともに、県民の理解を得ながら、この計画の実現に必要な予算の確保に努めます。また、国に対して教育予算の拡充や教職員定数の改善などを積極的に働きかけ、教育投資の充実を図ります。

